

令和7年11月11日

令和6年度決算に基づく資金不足比率について

北千葉広域水道企業団

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、北千葉広域水道企業団の令和6年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付けて議会定例会へ報告しましたので、その内容について次のとおりお知らせします。

会 計 の 名 称	資 金 不 足 比 率	経営健全化基準
水道用水供給事業会計	— % (資金不足額なし)	20.0 %

上表のとおり、令和6年度決算において資金の不足額はありません。

表中資金不足比率の欄の「—」表示は資金の不足額が生じていないことを示します。

注) 資金不足比率とは、資金の不足額が事業の規模に対して、どのくらいの割合になるかを示す比率で、地方公営企業の経営状況を表す指標です。

資金不足比率の算定

$$\text{資金不足比率（法適用企業）} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$